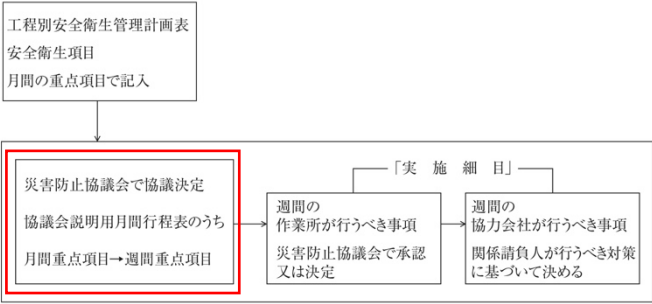
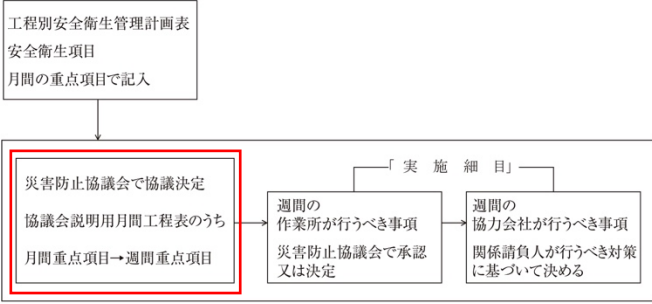
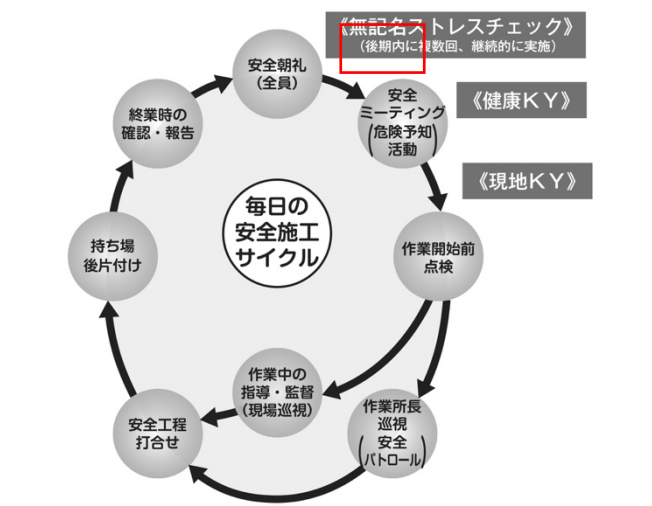
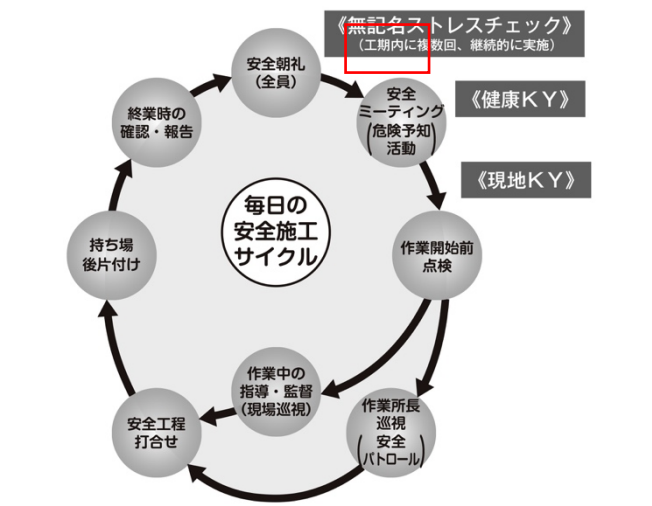


リスクアセスメントを取り入れた
建設業における現場管理者のための統括管理の手引 No.135312

<新旧対照表> 第5版 令和7年6月30日

【補足事項】※「旧版」から「新版」への文章の修正・追加・削除部分は、下線部を参照してください。

(旧版) 第4版 (令和6年5月1日)			(新版) 第5版 (令和7年6月30日)																																																																														
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																																																												
11	上から 10行目	・・・設備及び作業用の仮設の建築物の配置に関する計画を・・・	11	上から 10行目	・・・設備及び作業用の仮設の建設物の配置に関する計画を・・・																																																																												
13	上から 2行目	・・・造船業、鉄鋼業、化学工業等に見られる構内で関係請負人を・・・	13	上から 2行目	・・・造船業、建設業、化学工業等に見られる構内で関係請負人を・・・																																																																												
41	表 5-5	(赤枠部分を修正)	41	表 5-5																																																																													
<table><tr><th>種 類</th><th>石綿ばく露防止のための措置の概要</th></tr><tr><td>1. 保温材、断熱材、耐火被覆材の除去作業 2. 吹付けられた石綿等の封じ込め、囲い込み等の作業 3. 前2号に掲げる作業に類する作業</td><td>(記載事項) 1. 周囲の状況、四隣との関係図 2. 建設物等の概要図(平面、立面図等) 3. 除去する石綿含有建材等の種類 4. 使用する機器や保護具 5. 隔壁、立ち入り禁止措置 6. 粉じんの発散防止、抑制方法 7. 換気方法 8. 粉じん濃度測定 9. 解体廃棄物の処理方法</td></tr></table> ※ 届出義務者……除去作業等を直接行う請負業者、自ら仕事を行う発注者又は元請負人 ※ 法88条第3項に基づく建築物又は工作物の解体等の作業と、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業を併せて行う場合には、二重に届出を行わなくてはならない。 ※ 3. の封じ込め、囲い込み等の作業については、当該石綿等がその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがある場合。			種 類	石綿ばく露防止のための措置の概要	1. 保温材、断熱材、耐火被覆材の除去作業 2. 吹付けられた石綿等の封じ込め、囲い込み等の作業 3. 前2号に掲げる作業に類する作業	(記載事項) 1. 周囲の状況、四隣との関係図 2. 建設物等の概要図(平面、立面図等) 3. 除去する石綿含有建材等の種類 4. 使用する機器や保護具 5. 隔壁、立ち入り禁止措置 6. 粉じんの発散防止、抑制方法 7. 換気方法 8. 粉じん濃度測定 9. 解体廃棄物の処理方法	<table><tr><th>種 類</th><th>石綿ばく露防止のための措置の概要</th></tr><tr><td>1. 保温材、断熱材、耐火被覆材の除去作業 2. 吹付けられた石綿等の封じ込め、囲い込み等の作業 3. 前2号に掲げる作業に類する作業</td><td>(記載事項) 1. 周囲の状況、四隣との関係図 2. 建設物等の概要図(平面、立面図等) 3. 除去する石綿含有建材等の種類 4. 使用する機器や保護具 5. 隔壁、立ち入り禁止措置 6. 粉じんの発散防止、抑制方法 7. 換気方法 8. 粉じん濃度測定 9. 解体廃棄物の処理方法</td></tr></table> ※ 届出義務者……除去作業等を直接行う請負業者、自ら仕事を行う発注者又は元請負人 ※ 法88条第3項に基づく建築物又は工作物の解体等の作業と、石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等の除去作業を併せて行う場合には、二重に届出を行わなくてはならない。 ※ 2. の封じ込め、囲い込み等の作業については、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがある場合。			種 類	石綿ばく露防止のための措置の概要	1. 保温材、断熱材、耐火被覆材の除去作業 2. 吹付けられた石綿等の封じ込め、囲い込み等の作業 3. 前2号に掲げる作業に類する作業	(記載事項) 1. 周囲の状況、四隣との関係図 2. 建設物等の概要図(平面、立面図等) 3. 除去する石綿含有建材等の種類 4. 使用する機器や保護具 5. 隔壁、立ち入り禁止措置 6. 粉じんの発散防止、抑制方法 7. 換気方法 8. 粉じん濃度測定 9. 解体廃棄物の処理方法																																																																				
種 類	石綿ばく露防止のための措置の概要																																																																																
1. 保温材、断熱材、耐火被覆材の除去作業 2. 吹付けられた石綿等の封じ込め、囲い込み等の作業 3. 前2号に掲げる作業に類する作業	(記載事項) 1. 周囲の状況、四隣との関係図 2. 建設物等の概要図(平面、立面図等) 3. 除去する石綿含有建材等の種類 4. 使用する機器や保護具 5. 隔壁、立ち入り禁止措置 6. 粉じんの発散防止、抑制方法 7. 換気方法 8. 粉じん濃度測定 9. 解体廃棄物の処理方法																																																																																
種 類	石綿ばく露防止のための措置の概要																																																																																
1. 保温材、断熱材、耐火被覆材の除去作業 2. 吹付けられた石綿等の封じ込め、囲い込み等の作業 3. 前2号に掲げる作業に類する作業	(記載事項) 1. 周囲の状況、四隣との関係図 2. 建設物等の概要図(平面、立面図等) 3. 除去する石綿含有建材等の種類 4. 使用する機器や保護具 5. 隔壁、立ち入り禁止措置 6. 粉じんの発散防止、抑制方法 7. 換気方法 8. 粉じん濃度測定 9. 解体廃棄物の処理方法																																																																																
43	表	(赤枠部分を修正)	43	表																																																																													
●建築関係 <table><tr><th>学歴及び建築工事の設計又は施工管理の実務経験年数</th><th>建設工事の安全衛生実務経験年数</th><th>参画の必要な仕事の範囲</th><th>規則条文</th></tr><tr><td>理 科 系 大 卒 10年以上 高 卒 15年以上 1 級 建 築 士 労働安全コンサルタント(建築)</td><td>3年以上又は厚生労働大臣が定める研修修了者(注1)</td><td>イ. 高さ300m以上の塔の建設 ロ. 高さ31mを超える建築物又は工作物の建設、改造、解体又は破壊(橋梁、ダムを除く。)</td><td>安衛則第89条の1号 安衛則第90条の1号</td></tr></table> ●土木関係 <table><tr><th>学歴及び土木工事の設計又は施工管理の実務経験年数</th><th>建設工事の安全衛生実務経験年数</th><th>下欄の仕事の設計、施工管理実務経験年数</th><th>参画の必要な仕事の範囲</th><th>規則条文</th></tr><tr><td>理 科 系 大 卒 10年以上 高 卒 15年以上 技術士法第4条の技術士(建設部門に係るもの。) 一級土木施工管理士</td><td>3年以上又は厚生労働大臣が定める研修修了者(注1)</td><td>ダム3年以上</td><td>堤高150m以上のダム 高さ31m超のダム 最大支間500m(つり橋は1,000m)以上の橋梁 最大支間50m以上の橋梁 最大支間30m以上50m未満の上部構造の建設等(人口密集地域等の一定条件のものに限る。)</td><td>安衛則第89条の2号 安衛則第90条の1号 安衛則第89条の3号 安衛則第90条の2号 安衛則第90条の2の2号</td></tr><tr><td></td><td></td><td>ず い 道 3 年 以上</td><td>長さ3,000m以上のずい道 長さ1,000以上3,000m未満のずい道で深さ50m以上のたて坑を伴うもの ず い 道</td><td>安衛則第89条の4号 安衛則第89条の5号 安衛則第90条の3号</td></tr><tr><td></td><td></td><td>圧気3年以上</td><td>ゲージ圧力0.3MPa以上の圧気作業 圧気工事</td><td>安衛則第89条の6号 安衛則第90条の5号</td></tr><tr><td></td><td></td><td>明り掘削3年以上(注2)</td><td>掘削の高さ又は深さが10m以上の地山の掘削</td><td>安衛則第90条の4号</td></tr><tr><td>労働安全コンサルタント(土木)</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td></tr></table> ※印は建築工事でも必要となるので注意すること。			学歴及び建築工事の設計又は施工管理の実務経験年数	建設工事の安全衛生実務経験年数	参画の必要な仕事の範囲	規則条文	理 科 系 大 卒 10年以上 高 卒 15年以上 1 級 建 築 士 労働安全コンサルタント(建築)	3年以上又は厚生労働大臣が定める研修修了者(注1)	イ. 高さ300m以上の塔の建設 ロ. 高さ31mを超える建築物又は工作物の建設、改造、解体又は破壊(橋梁、ダムを除く。)	安衛則第89条の1号 安衛則第90条の1号	学歴及び土木工事の設計又は施工管理の実務経験年数	建設工事の安全衛生実務経験年数	下欄の仕事の設計、施工管理実務経験年数	参画の必要な仕事の範囲	規則条文	理 科 系 大 卒 10年以上 高 卒 15年以上 技術士法第4条の技術士(建設部門に係るもの。) 一級土木施工管理士	3年以上又は厚生労働大臣が定める研修修了者(注1)	ダム3年以上	堤高150m以上のダム 高さ31m超のダム 最大支間500m(つり橋は1,000m)以上の橋梁 最大支間50m以上の橋梁 最大支間30m以上50m未満の上部構造の建設等(人口密集地域等の一定条件のものに限る。)	安衛則第89条の2号 安衛則第90条の1号 安衛則第89条の3号 安衛則第90条の2号 安衛則第90条の2の2号			ず い 道 3 年 以上	長さ3,000m以上のずい道 長さ1,000以上3,000m未満のずい道で深さ50m以上のたて坑を伴うもの ず い 道	安衛則第89条の4号 安衛則第89条の5号 安衛則第90条の3号			圧気3年以上	ゲージ圧力0.3MPa以上の圧気作業 圧気工事	安衛則第89条の6号 安衛則第90条の5号			明り掘削3年以上(注2)	掘削の高さ又は深さが10m以上の地山の掘削	安衛則第90条の4号	労働安全コンサルタント(土木)			※		●建築関係 <table><tr><th>学歴及び建築工事の設計又は施工管理の実務経験年数</th><th>建設工事の安全衛生実務経験年数</th><th>参画の必要な仕事の範囲</th><th>規則条文</th></tr><tr><td>理 科 系 大 卒 10年以上 高 卒 15年以上 1 級 建 築 士 労働安全コンサルタント(建築)</td><td>3年以上又は厚生労働大臣が定める研修修了者(注1)</td><td>イ. 高さ300m以上の塔の建設 ロ. 高さ31mを超える建築物又は工作物の建設、改造、解体又は破壊(橋梁、ダムを除く。)</td><td>安衛則第89条の1号 安衛則第90条の1号</td></tr></table> ●土木関係 <table><tr><th>学歴及び土木工事の設計又は施工管理の実務経験年数</th><th>建設工事の安全衛生実務経験年数</th><th>下欄の仕事の設計、施工管理実務経験年数</th><th>参画の必要な仕事の範囲</th><th>規則条文</th></tr><tr><td>理 科 系 大 卒 10年以上 高 卒 15年以上 技術士法第4条の技術士(建設部門に係るもの。) 一級土木施工管理士</td><td>3年以上又は厚生労働大臣が定める研修修了者(注1)</td><td>ダム3年以上</td><td>堤高150m以上のダム 高さ31m超のダム 最大支間500m(つり橋は1,000m)以上の橋梁 最大支間50m以上の橋梁 最大支間30m以上50m未満の上部構造の建設等(人口密集地域等の一定条件のものに限る。)</td><td>安衛則第89条の2号 安衛則第90条の1号 安衛則第89条の3号 安衛則第90条の2号 安衛則第90条の2の2号</td></tr><tr><td></td><td></td><td>ず い 道 3 年 以上</td><td>長さ3,000m以上のずい道 長さ1,000以上3,000m未満のずい道で深さ50m以上のたて坑を伴うもの ず い 道</td><td>安衛則第89条の4号 安衛則第89条の5号 安衛則第90条の3号</td></tr><tr><td></td><td></td><td>圧気3年以上</td><td>ゲージ圧力0.3MPa以上の圧気作業 圧気工事</td><td>安衛則第89条の6号 安衛則第90条の5号</td></tr><tr><td></td><td></td><td>明り掘削3年以上(注2)</td><td>掘削の高さ又は深さが10m以上の地山の掘削</td><td>安衛則第90条の4号</td></tr><tr><td>労働安全コンサルタント(土木)</td><td></td><td></td><td>※</td><td></td></tr></table> ※印は建築工事でも必要となるので注意すること。			学歴及び建築工事の設計又は施工管理の実務経験年数	建設工事の安全衛生実務経験年数	参画の必要な仕事の範囲	規則条文	理 科 系 大 卒 10年以上 高 卒 15年以上 1 級 建 築 士 労働安全コンサルタント(建築)	3年以上又は厚生労働大臣が定める研修修了者(注1)	イ. 高さ300m以上の塔の建設 ロ. 高さ31mを超える建築物又は工作物の建設、改造、解体又は破壊(橋梁、ダムを除く。)	安衛則第89条の1号 安衛則第90条の1号	学歴及び土木工事の設計又は施工管理の実務経験年数	建設工事の安全衛生実務経験年数	下欄の仕事の設計、施工管理実務経験年数	参画の必要な仕事の範囲	規則条文	理 科 系 大 卒 10年以上 高 卒 15年以上 技術士法第4条の技術士(建設部門に係るもの。) 一級土木施工管理士	3年以上又は厚生労働大臣が定める研修修了者(注1)	ダム3年以上	堤高150m以上のダム 高さ31m超のダム 最大支間500m(つり橋は1,000m)以上の橋梁 最大支間50m以上の橋梁 最大支間30m以上50m未満の上部構造の建設等(人口密集地域等の一定条件のものに限る。)	安衛則第89条の2号 安衛則第90条の1号 安衛則第89条の3号 安衛則第90条の2号 安衛則第90条の2の2号			ず い 道 3 年 以上	長さ3,000m以上のずい道 長さ1,000以上3,000m未満のずい道で深さ50m以上のたて坑を伴うもの ず い 道	安衛則第89条の4号 安衛則第89条の5号 安衛則第90条の3号			圧気3年以上	ゲージ圧力0.3MPa以上の圧気作業 圧気工事	安衛則第89条の6号 安衛則第90条の5号			明り掘削3年以上(注2)	掘削の高さ又は深さが10m以上の地山の掘削	安衛則第90条の4号	労働安全コンサルタント(土木)			※	
学歴及び建築工事の設計又は施工管理の実務経験年数	建設工事の安全衛生実務経験年数	参画の必要な仕事の範囲	規則条文																																																																														
理 科 系 大 卒 10年以上 高 卒 15年以上 1 級 建 築 士 労働安全コンサルタント(建築)	3年以上又は厚生労働大臣が定める研修修了者(注1)	イ. 高さ300m以上の塔の建設 ロ. 高さ31mを超える建築物又は工作物の建設、改造、解体又は破壊(橋梁、ダムを除く。)	安衛則第89条の1号 安衛則第90条の1号																																																																														
学歴及び土木工事の設計又は施工管理の実務経験年数	建設工事の安全衛生実務経験年数	下欄の仕事の設計、施工管理実務経験年数	参画の必要な仕事の範囲	規則条文																																																																													
理 科 系 大 卒 10年以上 高 卒 15年以上 技術士法第4条の技術士(建設部門に係るもの。) 一級土木施工管理士	3年以上又は厚生労働大臣が定める研修修了者(注1)	ダム3年以上	堤高150m以上のダム 高さ31m超のダム 最大支間500m(つり橋は1,000m)以上の橋梁 最大支間50m以上の橋梁 最大支間30m以上50m未満の上部構造の建設等(人口密集地域等の一定条件のものに限る。)	安衛則第89条の2号 安衛則第90条の1号 安衛則第89条の3号 安衛則第90条の2号 安衛則第90条の2の2号																																																																													
		ず い 道 3 年 以上	長さ3,000m以上のずい道 長さ1,000以上3,000m未満のずい道で深さ50m以上のたて坑を伴うもの ず い 道	安衛則第89条の4号 安衛則第89条の5号 安衛則第90条の3号																																																																													
		圧気3年以上	ゲージ圧力0.3MPa以上の圧気作業 圧気工事	安衛則第89条の6号 安衛則第90条の5号																																																																													
		明り掘削3年以上(注2)	掘削の高さ又は深さが10m以上の地山の掘削	安衛則第90条の4号																																																																													
労働安全コンサルタント(土木)			※																																																																														
学歴及び建築工事の設計又は施工管理の実務経験年数	建設工事の安全衛生実務経験年数	参画の必要な仕事の範囲	規則条文																																																																														
理 科 系 大 卒 10年以上 高 卒 15年以上 1 級 建 築 士 労働安全コンサルタント(建築)	3年以上又は厚生労働大臣が定める研修修了者(注1)	イ. 高さ300m以上の塔の建設 ロ. 高さ31mを超える建築物又は工作物の建設、改造、解体又は破壊(橋梁、ダムを除く。)	安衛則第89条の1号 安衛則第90条の1号																																																																														
学歴及び土木工事の設計又は施工管理の実務経験年数	建設工事の安全衛生実務経験年数	下欄の仕事の設計、施工管理実務経験年数	参画の必要な仕事の範囲	規則条文																																																																													
理 科 系 大 卒 10年以上 高 卒 15年以上 技術士法第4条の技術士(建設部門に係るもの。) 一級土木施工管理士	3年以上又は厚生労働大臣が定める研修修了者(注1)	ダム3年以上	堤高150m以上のダム 高さ31m超のダム 最大支間500m(つり橋は1,000m)以上の橋梁 最大支間50m以上の橋梁 最大支間30m以上50m未満の上部構造の建設等(人口密集地域等の一定条件のものに限る。)	安衛則第89条の2号 安衛則第90条の1号 安衛則第89条の3号 安衛則第90条の2号 安衛則第90条の2の2号																																																																													
		ず い 道 3 年 以上	長さ3,000m以上のずい道 長さ1,000以上3,000m未満のずい道で深さ50m以上のたて坑を伴うもの ず い 道	安衛則第89条の4号 安衛則第89条の5号 安衛則第90条の3号																																																																													
		圧気3年以上	ゲージ圧力0.3MPa以上の圧気作業 圧気工事	安衛則第89条の6号 安衛則第90条の5号																																																																													
		明り掘削3年以上(注2)	掘削の高さ又は深さが10m以上の地山の掘削	安衛則第90条の4号																																																																													
労働安全コンサルタント(土木)			※																																																																														

(旧版) 第4版 (令和6年5月1日)			(新版) 第5版 (令和7年6月30日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
47	図 5-2	(赤枠部分を修正)	47	図 5-2	
 図5-2			 図5-2		
51	図 5-4	(赤枠部分を修正)	51	図 5-4	
 図5-4			 図5-4		
105	上から 10 行目	・・・ゆる先取りの安全管理であり、・・・	105	上から 10 行目	・・・ゆる先取りの安全衛生管理であり、・・・
110	上から 9 行目	・・・どのような作業があるのかを洗い出し たうえて特定を行う必要がある。	110	上から 9 行目	・・・どのような作業があるのかを特定をし たうえて洗い出しを行う必要がある。

(旧版) 第4版 (令和6年5月1日)						(新版) 第5版 (令和7年6月30日)												
頁	箇所	内 容				頁	箇所	内 容										
120	表	(赤枠部分を修正)				120	表											
元方事業者が行うリスクアセスメントの種類とその特徴						元方事業者が行うリスクアセスメントの種類とその特徴												
		時期	P117 3)-(2)	反映するもの	単位	実際の作業 への適合	備考			時期	P118 3)-(2)	反映するもの	単位	実際の作業 への適合	備考			
店社が行う		定期的に行う	ア	店社安全衛生計画等	工夫が必要	△				定期的に行う	ア	店社安全衛生計画等	工夫が必要	△				
				社内基準の制定・見直し	工種	○						社内基準の制定・見直し	工種	○				
		リスクの変化 (問題事案発生) 時等	ウ	社内基準の制定 緊急対策	工種	○				リスクの変化 (問題事案発生) 時等	ウ	社内基準の制定 緊急対策	工種	○				
工事ごとに行う	施工計画作成	新技術の導入時	イ (イ)	採用の可否	工夫が必要	○又は△			施工計画作成	新技術の導入時	イ (イ)	採用の可否	工夫が必要	○又は△				
		設計時又は事前審査時等	イ	工法の選択等	工法	○				設計時又は事前審査時等	イ	工法の選択等	工法	○				
		(過去に RA を行っていない工種)	イ (ア)	施工計画	工種	◎	必須			(過去に RA を行っていない工種)	イ (ア)							
		(新規の機械・材料等)	イ (イ)							(新規の機械・材料等)	イ (イ)							
		(新規の作業手順・作業標準等)	イ (ウ)							(新規の作業手順・作業標準等)	イ (ウ)							
◎：国の指針に基づき、個々の工事内容を踏まえたリスクアセスメントの実施が可能 ○：国の指針に基づき、概ね現場で行われる実際の工事を踏まえたリスクアセスメント実施が可能であるが、 施工計画作成時に個々の現場が有する特殊性を加味して修正を行う必要がある。 △：現場で行われる実際の作業が決定されていないため、国の指針に基づく調査の実施にあたっては、 標準的な工種（作業）を想定したモデル的なものとならざるを得ないことに留意する必要がある。																		
関係請負人が行うリスクアセスメントの種類とその特徴								関係請負人が行うリスクアセスメントの種類とその特徴										
		時期	P118 3)-(3)	反映するもの	単位	実際の作業 への適合	備考			時期	P119 3)-(3)	反映するもの	単位	実際の作業 への適合	備考			
店社が行う		定期的に行う	ア	工事安全衛生計画等	工夫が必要	△又は○				定期的に行う	ア	工事安全衛生計画等	工夫が必要	△又は○				
				社内基準の制定・見直し	作業	○又は◎						社内基準の制定・見直し	作業	○又は◎				
		リスクの変化 (問題事案発生) 時等	ウ	社内基準の制定 緊急対策	作業	○又は◎				リスクの変化 (問題事案発生) 時等	ウ	社内基準の制定 緊急対策	作業	○又は◎				
工事ごとに行う	作業手順書	新技術の導入時	イ (イ)	採用の可否等	工夫が必要	○又は△			作業手順書	新技術の導入時	イ (イ)	採用の可否等	工夫が必要	○又は△				
		(過去に RA を行っていない作業)	イ (ア)	作業計画又は 作業手順書	作業	◎	必須			(過去に RA を行っていない作業)	イ (ア)							
		(新規の機械・材料等)	イ (イ)							(新規の機械・材料等)	イ (イ)							
		(新規の作業手順・作業標準等)	イ (ウ)							(新規の作業手順・作業標準等)	イ (ウ)							
		◎：国の指針に基づき、個々の作業内容を踏まえたリスクアセスメントの実施が可能 ○：国の指針に基づき、概ね現場で行われる実際の作業を踏まえたリスクアセスメント実施が可能であるが、 作業計画作成時に個々の現場が有する特殊性を加味して修正を行う必要がある。 △：現場で行われる実際の作業が決定されていないため、国の指針に基づく調査の実施にあたっては、 標準的な作業（工種）を想定したモデル的なものとならざるを得ないことに留意する必要がある。																

(旧版) 第4版 (令和6年5月1日)			(新版) 第5版 (令和7年6月30日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
139	図	(赤枠部分を修正)	139	図	
		〔技術上の指針関係〕 スリップフォーム工法による施工の安全基準に関する技術上の指針 (昭49公示1) 移動式足場の安全基準に関する技術上の指針(昭50公示6) 墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する 技術上の指針(昭51公示8) 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の接続及び使用の安全基準 に関する技術上の指針(昭55公示12) 可搬型ゴンドラの設置の安全基準に関する技術上の指針(昭61公示14) 〔自主検査指針関係〕 移動式クレーンの定期自主検査指針(昭56公示1) 天井クレーンの定期自主検査指針(昭60公示8) 天井クレーンの定期自主検査指針(クレーン則35条の自主検査に係る もの)(平10公示2) ショベルローダー等の定期自主検査指針(昭60公示9) ゴンドラの定期自主検査指針(昭61公示10) 不整地運搬車の定期自主検査指針(平3公示12) 高所作業車の定期自主検査指針(平3公示13) 車両系建設機械の定期自主検査指針(平3公示14) フォークリフトの定期自主検査指針(平5公示15) フォークリフトの定期自主検査指針(安衛則151条の22の定期自主検査 に係るもの)(平8公示17) エレベーターの定期自主検査指針(クレーン則155条の自主検査に係 るもの)(平10公示3) 〔安全衛生教育に関する指針関係〕 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に 関する指針(平元公示1) 〔健康診断結果に基づく措置に関する指針関係〕 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(平8公示1) 〔健康保持増進のための指針関係〕 事業場における労働者の健康保持増進のための指針(平9公示2) 〔快適な職場環境の形成のための措置に関する指針関係〕 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針 (平4告示59) 〔作業環境測定に関する基準関係〕 作業環境測定基準(昭51告示46) 作業環境評価基準(昭63告示79) 〔危険性又は有害性等の調査等に関する指針関係〕 危険性又は有害性等の調査等に関する指針関係(平18公示1)		〔技術上の指針関係〕 スリップフォーム工法による施工の安全基準に関する技術上の指針 (昭49公示1) 移動式足場の安全基準に関する技術上の指針(昭50公示6) 墜落による危険を防止するためのネットの構造等の安全基準に関する 技術上の指針(昭51公示8) 交流アーク溶接機用自動電撃防止装置の接続及び使用の安全基準 に関する技術上の指針(昭55公示12) 可搬型ゴンドラの設置の安全基準に関する技術上の指針(昭61公示14) 建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等ばく露するおそれがあ る建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上 の指針(平26公示21) 〔自主検査指針関係〕 移動式クレーンの定期自主検査指針(昭56公示1) 天井クレーンの定期自主検査指針(昭60公示8) 天井クレーンの定期自主検査指針(クレーン則35条の自主検査に係る もの)(平10公示2) ショベルローダー等の定期自主検査指針(昭60公示9) ゴンドラの定期自主検査指針(昭61公示10) 不整地運搬車の定期自主検査指針(平3公示12) 高所作業車の定期自主検査指針(平3公示13) 車両系建設機械の定期自主検査指針(平3公示14) フォークリフトの定期自主検査指針(平5公示15) フォークリフトの定期自主検査指針(安衛則151条の22の定期自主検査 に係るもの)(平8公示17) エレベーターの定期自主検査指針(クレーン則155条の自主検査に係 るもの)(平10公示3) 〔安全衛生教育に関する指針関係〕 危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育に 関する指針(平元公示1) 〔健康診断結果に基づく措置に関する指針関係〕 健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針(平8公示1) 〔健康保持増進のための指針関係〕 事業場における労働者の健康保持増進のための指針(平9公示2) 〔快適な職場環境の形成のための措置に関する指針関係〕 事業者が講ずべき快適な職場環境の形成のための措置に関する指針 (平4告示59) 〔作業環境測定に関する基準関係〕 作業環境測定基準(昭51告示46) 作業環境評価基準(昭63告示79) 〔危険性又は有害性等の調査等に関する指針関係〕 危険性又は有害性等の調査等に関する指針関係(平18公示1) 化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針 (平27公示3)	

(旧版) 第4版 (令和6年5月1日)					(新版) 第5版 (令和7年6月30日)				
頁	箇所	内 容			頁	箇所	内 容		
147	表	(赤枠部分を修正)			147	表			
建設機械等	火薬	発 破 技 士	発破の業務 (せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理)	発破技士免許者 安衛令 20(1) 安衛則 318	火薬	発 破 技 士	発破の業務 (せん孔、装てん、結線、点火並びに不発の装薬又は残薬の点検及び処理)	発破技士免許者 安衛令 20(1) 安衛則 318	
	酸欠	酸素欠乏危険作業 者	酸素欠乏危険作業に係る業務	特別教育修了者 安衛則 36(9) 酸欠則 12	酸欠	酸素欠乏危険作業 者	酸素欠乏危険作業に係る業務	特別教育修了者 安衛則 36(9) 酸欠則 12	
	粉じん	特定粉じん作業 者	常時特定粉じん作業に係る業務	特別教育修了者 安衛則 36(9) 粉じん則 22	粉じん	特定粉じん作業 者	常時特定粉じん作業に係る業務	特別教育修了者 安衛則 36(9) 粉じん則 22	
	車両系建設機械 (整地、運搬、積込み) 及び掘削用 運 転 者	機体重量3 t 以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。	技能講習修了者 安衛令 20(10)	車両系建設機械 (整地、運搬、積込み) 及び掘削用 運 転 者	機体重量3 t 以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。	技能講習修了者 安衛令 20(10)	
		機体重量3 t 未満のもの		特別教育修了者 安衛則 36(9)		機体重量3 t 未満のもの		特別教育修了者 安衛則 36(9)	
	車両系建設機械 (基礎工事用) 運 転 者	機体重量3 t 以上のもの	同 上	技能講習修了者 安衛令 20(10)	車両系建設機械 (基礎工事用) 運 転 者	機体重量3 t 以上のもの	同 上	技能講習修了者 安衛令 20(10)	
		機体重量3 t 未満のもの		特別教育修了者 安衛則 36(9)		機体重量3 t 未満のもの		特別教育修了者 安衛則 36(9)	
	基礎工事用建設機械運転者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの以外のものの運転の業務	特別教育修了者 安衛則 36(9)(2)	基礎工事用建設機械運転者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの以外のものの運転の業務	特別教育修了者 安衛則 36(9)(2)			
	車両系建設機械 (基礎工事用) の作業装置の操作を行う者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作 (車体上の運転席における操作を除く。)	特別教育修了者 安衛則 36(9)(3)	車両系建設機械 (基礎工事用) の作業装置の操作を行う者	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの作業装置の操作 (車体上の運転席における操作を除く。)	特別教育修了者 安衛則 36(9)(3)			
	車両系建設機械 (締固め用) 運転者	ローラー運転の業務 (道路上の走行運転を除く。)	特別教育修了者 安衛則 36(10)	車両系建設機械 (締固め用) 運転者	ローラー運転の業務 (道路上の走行運転を除く。)	特別教育修了者 安衛則 36(10)			
	車両系建設機械 (コンクリート打設用) の作業装置の操作を行う者	コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務	特別教育修了者 安衛則36(10)(2)	車両系建設機械 (コンクリート打設用) の作業装置の操作を行う者	コンクリート打設用機械の作業装置の操作の業務	特別教育修了者 安衛則36(10)(2)			
	車両系建設機械 (解体用) 運 転 者	機体重量3 t 以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。	技能講習修了者 安衛令 20(10)	車両系建設機械 (解体用) 運 転 者	機体重量3 t 以上のもの	動力を用い、かつ、不特定の場所に自走できるものの運転の業務、ただし、道路上の走行運転を除く。	技能講習修了者 安衛令 20(10)	
		機体重量3 t 未満のもの		特別教育修了者 安衛則 36(9)		機体重量3 t 未満のもの		特別教育修了者 安衛則 36(9)	
	ボーリングマシン運転者	ボーリングマシンの運転の業務	特別教育修了者 安衛則36(10)(3)	ボーリングマシン運転者	ボーリングマシンの運転の業務	特別教育修了者 安衛則36(10)(3)			
	高所作業車運転者	作業床の高さが10メートル以上の運転の業務 (道路上を走行させる運転を除く。)	技能講習修了者 安衛令 20(15)	高所作業車運転者	作業床の高さが10メートル以上の運転の業務 (道路上を走行させる運転を除く。)	技能講習修了者 安衛令 20(15)			
		作業床の高さが10メートル未満の運転の業務 (道路上を走行させる運転を除く。)	特別教育修了者 安衛則36(10)(5)		作業床の高さが10メートル未満の運転の業務 (道路上を走行させる運転を除く。)	特別教育修了者 安衛則36(10)(5)			
	ジャッキ式つり上げ機械の調整・運転者	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務	特別教育修了者 安衛則36(10)(4)	ジャッキ式つり上げ機械の調整・運転者	ジャッキ式つり上げ機械の調整又は運転の業務	特別教育修了者 安衛則36(10)(4)			
	不整地運搬車運転者	最大積載量が1 t 以上の運転の業務 (道路上を走行させる運転を除く。)	技能講習修了者 安衛令 20(10)	不整地運搬車運転者	最大積載量が1 t 以上の運転の業務 (道路上を走行させる運転を除く。)	技能講習修了者 安衛令 20(10)			
		最大積載量が1 t 未満の運転の業務 (道路上を走行させる運転を除く。)	特別教育修了者 安衛則 36(5)(3)		最大積載量が1 t 未満の運転の業務 (道路上を走行させる運転を除く。)	特別教育修了者 安衛則 36(5)(3)			

(旧版) 第4版 (令和6年5月1日)				(新版) 第5版 (令和7年6月30日)										
頁	箇所	内 容		頁	箇所	内 容								
148	表	(赤枠部分を修正)		148	表									
建設機械等	不整地運搬車運転者	最大積載量が1 t以上の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く。）	技能講習修了者	安衛令	20(4)	建設機械等	フォークリフト運転者	最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	技能講習修了者	安衛令	20(1)			
		最大積載量が1 t未満の運転の業務（道路上を走行させる運転を除く。）	特別教育修了者	安衛則	36(5)(3)			最大荷重1 t未満のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	特別教育修了者	安衛則	36(5)			
		フォークリフト運転者	最大荷重が1 t以上のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	技能講習修了者	安衛令			20(1)	ショベルローダー等運転者	最大荷重が1 t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	技能講習修了者	安衛令	20(1)	
			最大荷重1 t未満のフォークリフトの運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	特別教育修了者	安衛則			36(5)		最大荷重1 t未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	特別教育修了者	安衛則	36(5)(2)	
		ショベルローダー等運転者	最大荷重が1 t以上のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	技能講習修了者	安衛令			20(1)	軌道動力車運転者	軌条により人又は荷を運搬する動力車の運転の業務（巻上げ装置を除く。）	特別教育修了者	安衛則	36(1)	
			最大荷重1 t未満のショベルローダー又はフォークローダーの運転の業務（道路上の走行運転を除く。）	特別教育修了者	安衛則			36(5)(2)		特殊ゲートリフターの操作係員	貨物自動車への荷の積み、卸し作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則	36(5)(4)
	軌道動力車運転者	軌条により人又は荷を運搬する動力車の運転の業務（巻上げ装置を除く。）	特別教育修了者	安衛則	36(1)	高気圧作業	圧縮機操作係員	作業室及び気こう室へ送気するため空気圧縮機を運転する業務	特別教育修了者	安衛則 36(20)(2) 高圧則 11				
	高気圧作業	圧縮機操作係員	作業室及び気こう室へ送気するため空気圧縮機を運転する業務	特別教育修了者	安衛則 36(20)(2) 高圧則 11		送気調節係員	作業室又は潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作	特別教育修了者	安衛則 36(21,23) 高圧則 11				
		送気調節係員	作業室又は潜水作業への送気の調節を行うためのバルブ又はコックの操作	特別教育修了者	安衛則 36(21,23) 高圧則 11		加減圧係員	気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うバルブ又はコックの操作	特別教育修了者	安衛則 36(22) 高圧則 11				
		加減圧係員	気こう室への送気又は気こう室からの排気の調節を行うバルブ又はコックの操作	特別教育修了者	安衛則 36(22) 高圧則 11		再圧室操作係員	再圧室を操作する業務	特別教育修了者	安衛則 36(24) 高圧則 11				
再圧室操作係員		再圧室を操作する業務	特別教育修了者	安衛則 36(24) 高圧則 11	高圧室内作業	高圧室内作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則 36(24)(2) 高圧則 11						
潜水士	潜水士	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	免許者	安衛令 20(9) 高圧則 12	潜水士	潜水士	潜水器を用い、かつ、空気圧縮機もしくは手押しポンプによる送気又はボンベからの給気を受けて、水中において行う業務	免許者	安衛令 20(9) 高圧則 12					
	ずい道ダイオキシ	ずい道内作業	ずい道等の掘削、覆工等の作業	特別教育修了者		安衛則	36(3)	ずい道ダイオキシ	ずい道内作業	ずい道等の掘削、覆工等の作業	特別教育修了者	安衛則	36(3)	
		解体等従事者	廃棄物の焼却施設における設備の解体等の業務	特別教育修了者		安衛則	36(5)		ダイオキシ	解体等従事者	廃棄物の焼却施設における設備の解体等の業務	特別教育修了者	安衛則	36(5)
		石綿解体等作業	石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る業務	特別教育修了者		安衛則 36(5) 石綿則 27	石綿			解体等作業	石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則 36(5) 石綿則 27	
除染等作業		放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務	特別教育修了者	除染電離則 19	除染	除染等作業				放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務	特別教育修了者	除染電離則 19		
足場	足場の組立て等作業	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則		36(3)		足場		足場の組立て等作業	足場の組立て、解体又は変更の作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則	36(3)
	ロープ高所作業	ロープ高所作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則		36(4)			ロープ高所	ロープ高所作業	ロープ高所作業に係る業務	特別教育修了者	安衛則	36(4)
	安全帯	フルハーネス型安全帯使用	高さ2 m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型安全帯を用いて行う業務	特別教育修了者		安衛則	36(4)			安全帯	フルハーネス型安全帯使用	高さ2 m以上の箇所で作業床を設けることが困難なところにおいて、フルハーネス型安全帯を用いて行う業務	特別教育修了者	安衛則

(旧版) 第4版 (令和6年5月1日)			(新版) 第5版 (令和7年6月30日)		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
152	資-8	(赤枠部分を修正)	152	資-8	
資-8 作業指揮者を選任すべき業務の一覧表			資-8 作業指揮者を選任すべき業務の一覧表		
業 務 の 名 称	業 務 内 容	規則条文	業 務 の 名 称	業 務 内 容	規則条文
車両系荷役運搬機械作業指揮者	車両系荷役運搬機械を用いて行う作業（運行経路、作業方法）について作業の計画に基づき行う作業	安衛則 151の4	車両系荷役運搬機械作業指揮者	車両系荷役運搬機械を用いて行う作業（運行経路、作業方法）について作業の計画に基づき行う作業	安衛則 151の4
車両系荷役運搬機械修理作業指揮者	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着、取外し作業	151の15	車両系荷役運搬機械修理作業指揮者	車両系荷役運搬機械等の修理又はアタッチメントの装着、取外し作業	151の15
不整地運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを不整地運搬車に積卸しする作業	151の48	不整地運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを不整地運搬車に積卸しする作業	151の48
構内運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを構内運搬車に積卸しする作業	151の62	構内運搬車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを構内運搬車に積卸しする作業	151の62
貨物自動車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを構内運搬車に積卸しする作業	151の70	貨物自動車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨物自動車に積卸しする作業	151の70
車両系建設機械修理等作業指揮者	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取りはずしの作業	165	車両系建設機械修理等作業指揮者	車両系建設機械の修理又はアタッチメントの装着及び取りはずしの作業	165
コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て等作業指揮者	輸送管等の組立て又は解体の作業	171の3	コンクリートポンプ車の輸送管等の組立て等作業指揮者	輸送管等の組立て又は解体の作業	171の3
くい打（抜）機又はボーリングマシンの組立て等作業指揮者	くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの組立て、解体、変更又は移動の作業	190	くい打（抜）機又はボーリングマシンの組立て等作業指揮者	くい打機、くい抜機又はボーリングマシンの組立て、解体、変更又は移動の作業	190
高所作業車作業指揮者	高所作業車を用いて行う作業（作業場所の状況、種類・能力等）について作業の計画を定め、これに基づき行う作業	194の10	高所作業車作業指揮者	高所作業車を用いて行う作業（作業場所の状況、種類・能力等）について作業の計画を定め、これに基づき行う作業	194の10
高所作業車の修理等作業指揮者	高所作業車の修理又は作業床の装着若しくは取り外しの作業	194の18	高所作業車の修理等作業指揮者	高所作業車の修理又は作業床の装着若しくは取り外しの作業	194の18
危険物取扱作業指揮者	危険物を製造し、又は取り扱う作業	257	危険物取扱作業指揮者	危険物を製造し、又は取り扱う作業	257
導火線発破作業指揮者	導火線発破作業（ただし、免許必要）	319	導火線発破作業指揮者	導火線発破作業（ただし、免許必要）	319
電気発破作業指揮者	電気発破作業（ただし、免許必要）	320	電気発破作業指揮者	電気発破作業（ただし、免許必要）	320
停電、活線又は活線近接作業指揮者	停電作業又は高圧、特別高圧の電路の活線若しくは活線近接作業	350	停電、活線又は活線近接作業指揮者	停電作業又は高圧、特別高圧の電路の活線若しくは活線近接作業	350
ガス導管防護作業指揮者	明り掘削作業により露出したガス導管のつり防護、受け防護等の防護の作業	362	ガス導管防護作業指揮者	明り掘削作業により露出したガス導管のつり防護、受け防護等の防護の作業	362
すい道内ガス溶接作業指揮者	すい道等の内部で可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	389の3	すい道内ガス溶接作業指揮者	すい道等の内部で可燃性ガス及び酸素を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	389の3
貨車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨車に積卸しする作業	420	貨車の荷の積卸し作業指揮者	一の荷で100kg以上のものを貨車に積卸しする作業	420
墜落防止作業指揮者	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業で墜落の危険のある作業（ただし、作業主任者の選任を要する作業を除く。）	529	墜落防止作業指揮者	建築物、橋梁、足場等の組立て、解体又は変更の作業で墜落の危険のある作業（ただし、作業主任者の選任を要する作業を除く。）	529
天井クレーン等の点検等作業指揮者	天井クレーン等に近接する建物、機械、設備等の点検、補修、塗装等の作業	クレーン則 30の2	天井クレーン等の点検等作業指揮者	天井クレーン等に近接する建物、機械、設備等の点検、補修、塗装等の作業	クレーン則 30の2
クレーンの組立て等作業指揮者	クレーンの組立て又は解体の作業	33	クレーンの組立て等作業指揮者	クレーンの組立て又は解体の作業	33
移動式クレーンのジブの組立て等作業指揮者	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	75の2	移動式クレーンのジブの組立て等作業指揮者	移動式クレーンのジブの組立て又は解体の作業	75の2
デリックの組立て等作業指揮者	デリックの組立て又は解体の作業	118	デリックの組立て等作業指揮者	デリックの組立て又は解体の作業	118
エレベーター組立て等作業指揮者	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業	153	エレベーター組立て等作業指揮者	屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔の組立て又は解体の作業	153
建設用リフト組立て等作業指揮者	建設用リフトの組立て又は解体の作業	191	建設用リフト組立て等作業指揮者	建設用リフトの組立て又は解体の作業	191
廃棄物焼却施設解体工事作業指揮者	廃棄物焼却施設の解体の作業	安衛則 592の6	廃棄物焼却施設解体工事作業指揮者	廃棄物焼却施設の解体の作業	安衛則 592の6

(旧版) 第4版 (令和6年5月1日)			(新版) 第5版 (令和7年6月30日)																																																																																																																		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容																																																																																																																
164	表	(赤枠部分を修正)	164	表																																																																																																																	
<table><tr><th>保 護 具</th><th>作 業 の 種 類</th><th>法規則条文</th></tr><tr><td>呼 吸 用 保 護 具</td><td>さく岩機による掘削作業、坑内の鉱物等積卸し作業等（粉じん則別表第3で17項目規定）</td><td>粉じん則 27 じん肺法 5</td></tr><tr><td>呼吸用保護具、保護衣等</td><td>特定化学物質取扱い業務</td><td>特化則43～45</td></tr><tr><td rowspan="17">保 護 帽、安 全 帯 保 護 眼 鏡 等 保 護 具 の 使 用 状 況 の 監 視 (作業主任者及び作業指揮者の職務)</td><td>型わく支保工の組立て又は解体の作業</td><td>安衛則 247</td></tr><tr><td>アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業</td><td>〃 315 〃 316</td></tr><tr><td>掘削面の高さ2m以上となる地山の掘削作業</td><td>〃 360</td></tr><tr><td>土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし</td><td>〃 375</td></tr><tr><td>ずい道等の掘削等作業</td><td>〃 383の3</td></tr><tr><td>ずい道等の覆工作業</td><td>〃 383の5</td></tr><tr><td>掘削面の高さ2m以上となる採石のための掘削作業</td><td>〃 404</td></tr><tr><td>貨物自動車等への重量物（100kg以上）の積卸し作業</td><td>〃 420</td></tr><tr><td>はい作業（床面から2m以上）</td><td>〃 429</td></tr><tr><td>つり足場、張出し足場又は高さ5m以上となる構造の足場の組立て、解体又は変更の作業</td><td>〃 566</td></tr><tr><td>建築物等の鉄骨の組立て等作業（高さ5m以上）</td><td>〃 517の5</td></tr><tr><td>鋼橋架設等作業（高さ5m以上又は支間30m以上）</td><td>〃 517の9</td></tr><tr><td>木造建築物の組立て等作業（高さ5m以上）</td><td>〃 517の13</td></tr><tr><td>コンクリート造の工作物の解体等作業（高さ5m以上）</td><td>〃 517の18</td></tr><tr><td>コンクリート橋架設等作業（高さ5m以上又は支間30m以上）</td><td>〃 517の23</td></tr><tr><td>クレーン、デリック、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔並びに建設用リフトの組立て又は解体の作業</td><td>クレーン則33 〃 118 〃 153 〃 191</td></tr><tr><td>有機溶剤取扱い業務</td><td>有機則19の2</td></tr><tr><td>特定化学物質取扱い業務</td><td>特化則 28</td></tr><tr><td>酸素欠乏危険作業</td><td>酸欠則 5の2 (酸欠則 11)</td></tr><tr><td>一の荷の重量が100kg以上のものを不整地運搬車に積み込み作業、積卸し作業</td><td>安衛則 151の48</td></tr><tr><td>呼吸用保護具、保護衣等保護具の使用状況の監視（保護眼鏡）</td><td>石棉等取扱い業務</td><td>石棉則14.1項 〃 14.2項 〃 20 〃 44</td></tr><tr><td>呼吸用保護具、保護衣手袋又は履物</td><td>除染等作業のうち、除染電離則第5条第2項各号に規定するものを除染等業務従事者に行わせる場合</td><td>除染電離則16</td></tr></table>			保 護 具	作 業 の 種 類	法規則条文	呼 吸 用 保 護 具	さく岩機による掘削作業、坑内の鉱物等積卸し作業等（粉じん則別表第3で17項目規定）	粉じん則 27 じん肺法 5	呼吸用保護具、保護衣等	特定化学物質取扱い業務	特化則43～45	保 護 帽、安 全 帯 保 護 眼 鏡 等 保 護 具 の 使 用 状 況 の 監 視 (作業主任者及び作業指揮者の職務)	型わく支保工の組立て又は解体の作業	安衛則 247	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	〃 315 〃 316	掘削面の高さ2m以上となる地山の掘削作業	〃 360	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし	〃 375	ずい道等の掘削等作業	〃 383の3	ずい道等の覆工作業	〃 383の5	掘削面の高さ2m以上となる採石のための掘削作業	〃 404	貨物自動車等への重量物（100kg以上）の積卸し作業	〃 420	はい作業（床面から2m以上）	〃 429	つり足場、張出し足場又は高さ5m以上となる構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	〃 566	建築物等の鉄骨の組立て等作業（高さ5m以上）	〃 517の5	鋼橋架設等作業（高さ5m以上又は支間30m以上）	〃 517の9	木造建築物の組立て等作業（高さ5m以上）	〃 517の13	コンクリート造の工作物の解体等作業（高さ5m以上）	〃 517の18	コンクリート橋架設等作業（高さ5m以上又は支間30m以上）	〃 517の23	クレーン、デリック、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔並びに建設用リフトの組立て又は解体の作業	クレーン則33 〃 118 〃 153 〃 191	有機溶剤取扱い業務	有機則19の2	特定化学物質取扱い業務	特化則 28	酸素欠乏危険作業	酸欠則 5の2 (酸欠則 11)	一の荷の重量が100kg以上のものを不整地運搬車に積み込み作業、積卸し作業	安衛則 151の48	呼吸用保護具、保護衣等保護具の使用状況の監視（保護眼鏡）	石棉等取扱い業務	石棉則14.1項 〃 14.2項 〃 20 〃 44	呼吸用保護具、保護衣手袋又は履物	除染等作業のうち、除染電離則第5条第2項各号に規定するものを除染等業務従事者に行わせる場合	除染電離則16	<table><tr><th>保 護 具</th><th>作 業 の 種 類</th><th>法規則条文</th></tr><tr><td>呼 吸 用 保 護 具</td><td>さく岩機による掘削作業、坑内の鉱物等積卸し作業等（粉じん則別表第3で17項目規定）</td><td>粉じん則 27 じん肺法 5</td></tr><tr><td>呼吸用保護具、保護衣等</td><td>特定化学物質取扱い業務</td><td>特化則43～45</td></tr><tr><td rowspan="17">保 護 帽、安 全 帯 保 護 眼 鏡 等 保 護 具 の 使 用 状 況 の 監 視 (作業主任者及び作業指揮者の職務)</td><td>型わく支保工の組立て又は解体の作業</td><td>安衛則 247</td></tr><tr><td>アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業</td><td>〃 315 〃 316</td></tr><tr><td>掘削面の高さ2m以上となる地山の掘削作業</td><td>〃 360</td></tr><tr><td>土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし</td><td>〃 375</td></tr><tr><td>ずい道等の掘削等作業</td><td>〃 383の3</td></tr><tr><td>ずい道等の覆工作業</td><td>〃 383の5</td></tr><tr><td>掘削面の高さ2m以上となる採石のための掘削作業</td><td>〃 404</td></tr><tr><td>貨物自動車等への重量物（100kg以上）の積卸し作業</td><td>〃 151の70</td></tr><tr><td>はい作業（床面から2m以上）</td><td>〃 429</td></tr><tr><td>つり足場、張出し足場又は高さ5m以上となる構造の足場の組立て、解体又は変更の作業</td><td>〃 566</td></tr><tr><td>建築物等の鉄骨の組立て等作業（高さ5m以上）</td><td>〃 517の5</td></tr><tr><td>鋼橋架設等作業（高さ5m以上又は支間30m以上）</td><td>〃 517の9</td></tr><tr><td>木造建築物の組立て等作業（高さ5m以上）</td><td>〃 517の13</td></tr><tr><td>コンクリート造の工作物の解体等作業（高さ5m以上）</td><td>〃 517の18</td></tr><tr><td>コンクリート橋架設等作業（高さ5m以上又は支間30m以上）</td><td>〃 517の23</td></tr><tr><td>クレーン、デリック、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔並びに建設用リフトの組立て又は解体の作業</td><td>クレーン則33 〃 118 〃 153 〃 191</td></tr><tr><td>有機溶剤取扱い業務</td><td>有機則19の2</td></tr><tr><td>特定化学物質取扱い業務</td><td>特化則 28</td></tr><tr><td>酸素欠乏危険作業</td><td>酸欠則 5の2 (酸欠則 11)</td></tr><tr><td>一の荷の重量が100kg以上のものを不整地運搬車に積み込み作業、積卸し作業</td><td>安衛則 151の48</td></tr><tr><td>呼吸用保護具、保護衣等保護具の使用状況の監視（保護眼鏡）</td><td>石棉等取扱い業務</td><td>石棉則14.1項 〃 14.2項 〃 20 〃 44</td></tr><tr><td>呼吸用保護具、保護衣手袋又は履物</td><td>除染等作業のうち、除染電離則第5条第2項各号に規定するものを除染等業務従事者に行わせる場合</td><td>除染電離則16</td></tr></table>			保 護 具	作 業 の 種 類	法規則条文	呼 吸 用 保 護 具	さく岩機による掘削作業、坑内の鉱物等積卸し作業等（粉じん則別表第3で17項目規定）	粉じん則 27 じん肺法 5	呼吸用保護具、保護衣等	特定化学物質取扱い業務	特化則43～45	保 護 帽、安 全 帯 保 護 眼 鏡 等 保 護 具 の 使 用 状 況 の 監 視 (作業主任者及び作業指揮者の職務)	型わく支保工の組立て又は解体の作業	安衛則 247	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	〃 315 〃 316	掘削面の高さ2m以上となる地山の掘削作業	〃 360	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし	〃 375	ずい道等の掘削等作業	〃 383の3	ずい道等の覆工作業	〃 383の5	掘削面の高さ2m以上となる採石のための掘削作業	〃 404	貨物自動車等への重量物（100kg以上）の積卸し作業	〃 151の70	はい作業（床面から2m以上）	〃 429	つり足場、張出し足場又は高さ5m以上となる構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	〃 566	建築物等の鉄骨の組立て等作業（高さ5m以上）	〃 517の5	鋼橋架設等作業（高さ5m以上又は支間30m以上）	〃 517の9	木造建築物の組立て等作業（高さ5m以上）	〃 517の13	コンクリート造の工作物の解体等作業（高さ5m以上）	〃 517の18	コンクリート橋架設等作業（高さ5m以上又は支間30m以上）	〃 517の23	クレーン、デリック、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔並びに建設用リフトの組立て又は解体の作業	クレーン則33 〃 118 〃 153 〃 191	有機溶剤取扱い業務	有機則19の2	特定化学物質取扱い業務	特化則 28	酸素欠乏危険作業	酸欠則 5の2 (酸欠則 11)	一の荷の重量が100kg以上のものを不整地運搬車に積み込み作業、積卸し作業	安衛則 151の48	呼吸用保護具、保護衣等保護具の使用状況の監視（保護眼鏡）	石棉等取扱い業務	石棉則14.1項 〃 14.2項 〃 20 〃 44	呼吸用保護具、保護衣手袋又は履物	除染等作業のうち、除染電離則第5条第2項各号に規定するものを除染等業務従事者に行わせる場合	除染電離則16
保 護 具	作 業 の 種 類	法規則条文																																																																																																																			
呼 吸 用 保 護 具	さく岩機による掘削作業、坑内の鉱物等積卸し作業等（粉じん則別表第3で17項目規定）	粉じん則 27 じん肺法 5																																																																																																																			
呼吸用保護具、保護衣等	特定化学物質取扱い業務	特化則43～45																																																																																																																			
保 護 帽、安 全 帯 保 護 眼 鏡 等 保 護 具 の 使 用 状 況 の 監 視 (作業主任者及び作業指揮者の職務)	型わく支保工の組立て又は解体の作業	安衛則 247																																																																																																																			
	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	〃 315 〃 316																																																																																																																			
	掘削面の高さ2m以上となる地山の掘削作業	〃 360																																																																																																																			
	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし	〃 375																																																																																																																			
	ずい道等の掘削等作業	〃 383の3																																																																																																																			
	ずい道等の覆工作業	〃 383の5																																																																																																																			
	掘削面の高さ2m以上となる採石のための掘削作業	〃 404																																																																																																																			
	貨物自動車等への重量物（100kg以上）の積卸し作業	〃 420																																																																																																																			
	はい作業（床面から2m以上）	〃 429																																																																																																																			
	つり足場、張出し足場又は高さ5m以上となる構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	〃 566																																																																																																																			
	建築物等の鉄骨の組立て等作業（高さ5m以上）	〃 517の5																																																																																																																			
	鋼橋架設等作業（高さ5m以上又は支間30m以上）	〃 517の9																																																																																																																			
	木造建築物の組立て等作業（高さ5m以上）	〃 517の13																																																																																																																			
	コンクリート造の工作物の解体等作業（高さ5m以上）	〃 517の18																																																																																																																			
	コンクリート橋架設等作業（高さ5m以上又は支間30m以上）	〃 517の23																																																																																																																			
	クレーン、デリック、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔並びに建設用リフトの組立て又は解体の作業	クレーン則33 〃 118 〃 153 〃 191																																																																																																																			
	有機溶剤取扱い業務	有機則19の2																																																																																																																			
特定化学物質取扱い業務	特化則 28																																																																																																																				
酸素欠乏危険作業	酸欠則 5の2 (酸欠則 11)																																																																																																																				
一の荷の重量が100kg以上のものを不整地運搬車に積み込み作業、積卸し作業	安衛則 151の48																																																																																																																				
呼吸用保護具、保護衣等保護具の使用状況の監視（保護眼鏡）	石棉等取扱い業務	石棉則14.1項 〃 14.2項 〃 20 〃 44																																																																																																																			
呼吸用保護具、保護衣手袋又は履物	除染等作業のうち、除染電離則第5条第2項各号に規定するものを除染等業務従事者に行わせる場合	除染電離則16																																																																																																																			
保 護 具	作 業 の 種 類	法規則条文																																																																																																																			
呼 吸 用 保 護 具	さく岩機による掘削作業、坑内の鉱物等積卸し作業等（粉じん則別表第3で17項目規定）	粉じん則 27 じん肺法 5																																																																																																																			
呼吸用保護具、保護衣等	特定化学物質取扱い業務	特化則43～45																																																																																																																			
保 護 帽、安 全 帯 保 護 眼 鏡 等 保 護 具 の 使 用 状 況 の 監 視 (作業主任者及び作業指揮者の職務)	型わく支保工の組立て又は解体の作業	安衛則 247																																																																																																																			
	アセチレン溶接装置又はガス集合溶接装置を用いて行う金属の溶接、溶断又は加熱の作業	〃 315 〃 316																																																																																																																			
	掘削面の高さ2m以上となる地山の掘削作業	〃 360																																																																																																																			
	土止め支保工の切りばり、腹おこしの取付け又は取りはずし	〃 375																																																																																																																			
	ずい道等の掘削等作業	〃 383の3																																																																																																																			
	ずい道等の覆工作業	〃 383の5																																																																																																																			
	掘削面の高さ2m以上となる採石のための掘削作業	〃 404																																																																																																																			
	貨物自動車等への重量物（100kg以上）の積卸し作業	〃 151の70																																																																																																																			
	はい作業（床面から2m以上）	〃 429																																																																																																																			
	つり足場、張出し足場又は高さ5m以上となる構造の足場の組立て、解体又は変更の作業	〃 566																																																																																																																			
	建築物等の鉄骨の組立て等作業（高さ5m以上）	〃 517の5																																																																																																																			
	鋼橋架設等作業（高さ5m以上又は支間30m以上）	〃 517の9																																																																																																																			
	木造建築物の組立て等作業（高さ5m以上）	〃 517の13																																																																																																																			
	コンクリート造の工作物の解体等作業（高さ5m以上）	〃 517の18																																																																																																																			
	コンクリート橋架設等作業（高さ5m以上又は支間30m以上）	〃 517の23																																																																																																																			
	クレーン、デリック、屋外に設置するエレベーターの昇降路塔又はガイドレール支持塔並びに建設用リフトの組立て又は解体の作業	クレーン則33 〃 118 〃 153 〃 191																																																																																																																			
	有機溶剤取扱い業務	有機則19の2																																																																																																																			
特定化学物質取扱い業務	特化則 28																																																																																																																				
酸素欠乏危険作業	酸欠則 5の2 (酸欠則 11)																																																																																																																				
一の荷の重量が100kg以上のものを不整地運搬車に積み込み作業、積卸し作業	安衛則 151の48																																																																																																																				
呼吸用保護具、保護衣等保護具の使用状況の監視（保護眼鏡）	石棉等取扱い業務	石棉則14.1項 〃 14.2項 〃 20 〃 44																																																																																																																			
呼吸用保護具、保護衣手袋又は履物	除染等作業のうち、除染電離則第5条第2項各号に規定するものを除染等業務従事者に行わせる場合	除染電離則16																																																																																																																			